

台湾における IFRS のアドプションとローカリゼーション

仲尾次洋子
名桜大学

要 旨

本稿の目的は、台湾における IFRS のアドプションとローカリゼーション、それらを踏まえた台湾の IFRS 導入戦略について考察することである。考察の結果、台湾における IFRS 導入戦略は次のように整理できる。

- ①IFRS アドプションの背景には、世界的な潮流、財務報告の比較可能性の強化、台湾資本市場の活性化に加え、リーディング産業にもたらされるベネフィット及び会計基準設定の効率化がある。
 - ②IFRS アドプションは、コンバージェンスのプロセスを経たことにより、ローカル GAAP からの直接の転換に比して、その影響を抑えることが可能となった。
 - ③アドプションのプロセスにおいて、リーディング産業である一部のグローバル企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、模範事例として広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進した。
 - ④非公開企業向け企業会計基準の公表は、公開企業および株式公開が想定される非公開企業のニーズの考慮、会計教育や国家試験の一貫性等の国内問題に加え、すべての企業に一貫して IFRS ベースの会計基準を適用することにより、台湾の会計制度が整備されていることを対外的にアピールすることができる。
- 以上のように、台湾においては IFRS を戦略的に導入する一方で、会計実務のローカリゼーションも想定される。台湾の税法上、費用・収益は統一發票に基づき計上しなければならず、統一發票の発行時点は、業種ごとに規定されている。会計上の収益・費用は会計基準に基づいて認識され、会計基準においては統一發票については触れられていないものの、実務上は統一發票の発行時点で収益・費用が認識されている場合が観察される。今後は、2018 年 1 月 1 日より適用される IFRS 第 15 号が会計実務や税法にどのような影響を与えるかに注目したい。

I 研究の背景と目的

本報告の目的は、会計基準の国際的共通化の進展を背景とした台湾におけるIFRSのアドプションとローカリゼーション、それらを踏まえた台湾のIFRS導入戦略について考察することにある。台湾を研究対象とした主な理由は以下の4点である。

- ①IFRS とのコンバージェンスまたはアドプションにおいて、EU加盟国、英国連邦系諸国およびIMF融資国といった諸外国には見られない台湾特有の背景が想定される点である⁽¹⁾。したがって、各国の会計制度の先行研究では明らかにされていない会計制度の国際化に関するモデルを提示することができる。
- ②台湾と日本との経済的関係の重要性、すなわち、多数の日本企業が台湾進出を果たしているにもかかわらず、他のアジア諸国に比して、台湾の会計制度に関する研究はこれまで等閑視されてきた点である⁽²⁾。東洋経済新報社によると、2017年10月現在、933社の日本企業が、台湾に1,094社の現地法人を有している⁽³⁾。進出企業にとって、台湾において、どのような会計的対応を図ればよいか必

須の問題となってくる。

- ③IFRS をアドプションした台湾と日本の現状は異なるものの、長期にわたって会計基準の国際化あるいはIFRSとのコンバージェンスが図られてきたという共通点を有している⁽⁴⁾。
- ④英語圏以外の国・地域におけるIFRSの適用については、IFRS翻訳のプロセスにおいて生じる課題を解決することが不可欠となってくる。日本と台湾においては母語も公用語も異なるものの、英語圏ではないという共通点を有している。

いかなる国においても、IFRS とのコンバージェンスやアドプションに際しては、克服しなければならない当該国固有の問題があるだろう。こうした問題にどのように対処したかを明らかにすることが、わが国に対する重要なインプリケーションとなり得るのである。

II 台湾の証券市場

台湾の証券市場には、台湾証券取引所(TSE)とグレイタイ売買市場⁽⁵⁾(GTSM)があり、GTSMには、上櫃株、興櫃株および創櫃板がある。各市場の設立年、特徴および上場企業数は図表1のように整理できる。

図表1 台湾の証券市場

市場名	設立年	特徴	上場企業数
①TSE	1961年	時価総額が大きく事業基盤が整っている大型企業向けの市場	866社 (2016年12月)
②GTSM 上櫃株	1994年	ベンチャー・新興企業向けの市場	698社 (2018年6月)
③GTSM 興櫃株	2002年	①または②への上場準備市場	296社 (2018年6月)
④GTSM 創櫃板	2014年	中小・ベンチャー向け市場 資本金5000万台湾ドル以下の企業	57社 (2018年6月)

(出所) TSEおよびGTSMのウェブサイトにもとづき作成。

TSE の特徴として、投資家に占める台湾個人投資家 (62.1%) および外国法人 (22.3%) の割合が高く、外国資本のシェアが年々上昇していること、外国企業の台湾市場上場が増加して

いること (台湾証券取引所 [2017], 11 頁)、ハイテク産業が上場企業数および時価総額において、高い割合を占めていること (図表 2 を参照) が挙げられる。

図表 2 産業別の上場企業数・時価総額比率 (2016 年 12 月末)

産業	企業数	時価総額比率
電子	405	52.94%
金融・保険	33	13.54%
プラスチック工業	23	6.97%
石油・ガス・電気	8	4.13%
鉄鋼	30	2.14%
運送	22	1.48%
その他	54	3.52%
食品	22	1.95%
織物・繊維	47	1.73%
その他	248	11.60%
合計	892	100.00%

出所：台湾証券取引所 [2017], 19 頁。

III 台湾の会計制度の概要

1. 会計法令

台湾の会社は会社法 (公司法) により財務諸表を作成することが義務付けられており (228 条)、商業会計法 (商業會計法) が会計処理を規定している。ただし、公開企業に対して商業会計法における会計処理関連規定は適用され

ず、企業利益の計算は、一般に認められた会計原則として、金融監督管理委員会 (FSC) が認めた国際財務報告基準 (T-IFRS) にもとづき行われる。非公開企業に対する GAAP は中小企業版 IFRS をベースとした企業会計基準 (EAS) ^⑥または T-IFRS である。国内企業の財務諸表の作成に係る会計法令は図表 3 のとおりである。

図表 3 会計法令

適用順	法令	公開企業	非公開企業
1	法律	会社法・証券取引法・商業会計法	会社法・商業会計法
2	行政命令	証券発行人財務報告作成基準	商業会計処理基準
3	GAAP	T-IFRS	EAS または T-IFRS

出所：黄 [2015], 61 頁を一部修正。

2. 会計基準の変遷

台湾における会計基準設定主体は、1984年に財政部によって設立された財団法人會計研

究發展基金會 (ARDF) である。図表 4 は ARDF 設立以前から現在に至るまでの会計基準の変遷を整理したものである。

図表 4 台湾における会計基準設定の変遷

ARDF 設立以前	1984 年以前	包括的な GAAP はなく、実務は中国・日本の影響を受けていた。 1970 年に台湾省・台北市の会計士協会により米国の会計原則をもとに「一般公認会計原則」が提案され、1982 年に財務会計準則公報第 1 号として公布された。
ARDF 設立	1984 年 1990 年代後半	US-GAAP が参考にされた。 IOSCO の IFRS 承認や米国の対応を鑑み IFRS を重視するようになった。
IFRS コンバージェンス	1996 年 1996 年～2009 年	IFRS とのコンバージェンスを表明。 41 の会計基準が公表された。
IFRS アドプション	2008 年 2009 年～2011 年 2012 年 2013 年	タスクフォースの設置 IFRS 翻訳、影響分析、関連法令等の修正、教育訓練が実施された。 公開企業に対する IFRS の適用開始 公開企業に対する IFRS の開示開始
IFRS エンドースメント	2017 年	特定年度版の IFRS を一括採用するのではなく、個々の会計基準の新設や改編に応じて採用を検討し承認する。

出所: Nakaoji・Tsay [2014], 杜 [2006] 104 頁, 飯沼 [1996] 45 頁, 仲尾次 [2015], [2016b] にもとづき作成。

IV IFRS のアドプション

1. アドプションの目的

図表 4 で示したように、台湾においては公開企業等に対して 2012 年から IFRS が強制適用された。台湾における規制当局である FSC はアドプションの目的について、世界各国で IFRS のアドプションが推進されている現状、国内企業と国際企業の財務報告の比較可能性を強化する必要性、外国資本の台湾投資促進・証券市場の国際競争力の向上および国内企業の海外における資金調達コストの削減を挙げている (FSC [2009])。また、TSE は国内財務報告書と IFRS との統合を推進することにより、台湾を「ハイテクおよびイノベーション産

業の資金調達プラットフォーム」にするという方針を掲げている (TSE [2012])。TSE がこのような方針を掲げた背景には、1980 年代のハイテク産業の育成、1990 年代以降のハイテク産業の発展を果たした台湾の産業政策が関わっている。産業政策を推進する上でのインフラ整備の一貫として、優遇税制、サイエンスパークの整備、技術開発支援等とともに、会計制度の整備が図られたといえる⁽⁷⁾。さらに、会計基準設定および監査に関わる関係者から、自国での基準開発を放棄し、アドプションへシフトした理由について、産業界・議員からの強力なロビーイングの回避、非効率なローカル基準開発の克服、コンバージェンスに費やす時間の節約のためという見解が得られている⁽⁸⁾。

2. アドプションの方法

台湾においては 2013 年より全公開企業の連結・個別財務諸表は IFRS により開示されたが、図表 5 に示すように、2013 年に 2010 年版 IFRS が包括承認された後、2015 年からは 2013 年度版が適用された。また、海外上場企業に対

しては最新版 IFRS 適用が容認されていた。さらに、2017 年からは個々の会計基準の新設や改編に応じて採用が検討される、いわゆる IFRS のエンドースメントへと会計基準の設定方法がシフトした。

図表 5 IFRS の適用年度版

企業別	年度	2013	2014	2015	2016	2017	以後
	採用基準						
一般企業	2010 年度版 IFRS	→					
	2013 年度版 IFRS			→			
	2015 年度版 IFRS					→	
海外上場企業	最新版 IFRS	→					

出所：FSC [2014]。

また、IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」および IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査および評価」については、再評価モデルの選択が認められず、一部カーブアウトしているといえる。さらに、アドプション当初は IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」および IFRS 第 16 号「リース」が適用延期とされたが、IFRS 第 9 号および IFRS 第 15 号が 2018 年 1 月 1 日より適用、IFRS 第 16 号が 2019 年 1 月 1 日より適用される予定となっている。このようなカーブアウトや適用延期は、台湾における IFRS 適用の明示的な逸脱、すなわち、ローカリゼーションといえよう。

3. アドプションの企業への影響

台湾においては、すべての公開企業に対して IFRS が強制適用されたものの、企業属性、すなわち、海外で上場する企業や外国人投資家比率の高い企業と、ローカル市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低い企業、株式流動

性の低い企業とでは、IFRS 適用の影響は異なると考えられる。台湾における IFRS の政策的あるいは戦略的適用方法として、グローバルに資金調達するハイテク企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、その適用事例を広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進していると捉えることができる。そこで、以下では、公開企業全般への影響を概観した上で、前者の事例として、台湾を代表するハイテク企業である台湾積体回路製造（臺灣積體電路製造股份有限公司：TSMC）⁹⁾を、後者の事例として信大セメント株式会社（信大水泥股份有限公司：信大）¹⁰⁾取り上げ、量的および定性的な IFRS 適用の影響を抽出することを試みる。

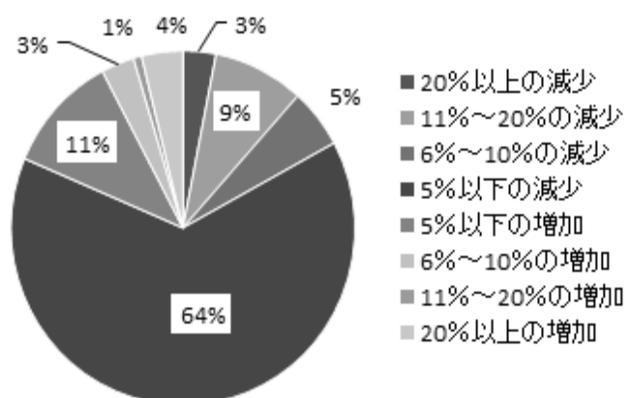
(1) 公開企業全般における IFRS 適用の影響

FSC は、IFRS への変更によって資産および株価に重大な影響を及ぼすと企業が判断した場合には、TSE のウェブページにおいてその旨を公表しなければならないとしている。当該規

定に従い、2012年第1四半期の財務諸表公表後に、136社のTSE上場企業、54社のGTSM上櫃企業、10社のGTSM興櫃企業が重大速報を公表し、IFRS適用による財務諸表への重大な影響について説明している。重大速報を公表したTSE上場企業における純資産への影響は、図表6に示すとおりである。重大速報を公表し

た企業は、約2,000社の台湾公開企業の中の10%であり、当該企業の約75%は、純資産への影響を5%以下とする。また、136社のTSE上場企業のうち、多数が純資産の減額調整を実施しており、影響を与えた項目の90%は従業員給付の認識である（荘[2013]、60頁）。

図表6 重大速報を公表した企業のIFRS移行日における純資産への影響⁽¹¹⁾



純資産への影響	企業数
20%以上の減少	4
11%～20%の減少	11
6%～10%の減少	7
5%以下の減少	83
5%以下の増加	14
6%～10%の増加	4
11%～20%の増加	1
20%以上の増加	5
合計	129

出所：荘[2013] 59-65頁をもとに作成。

(2) TSMCのIFRS適用事例⁽¹²⁾

TSMCにおいては、IFRS適用により純資産が約0.8%減少し、包括利益が約2.7%増加していた。財務比率においては、IFRS適用前後で著しい変動は見られず、IFRS移行後も安定的に推移していた⁽¹³⁾。したがって、これは会計基準移行による限定的な変動であると説明することが、TSMCが重視する利害関係者とのコミュニケーションにおいて可能だと考えられる。

TSMCはTWSEとNYSEに上場しており、IFRS適用により、財務の透明性向上、T-GAAPとUS-GAAPに基づく2種類の財務諸表作成の負担軽減、米国SEC報告ファイルの削減および内部管理報告書の統合といったベネフィットの享受が可能となる。

TSMCのIFRS適用プロセスの考察より、

IFRS適用を成功裏に導くための要件として、全社横断的なプロジェクトチームの編成、3年間に及ぶ準備時間の確保、規制当局等の適用支援の積極的な活用、利害関係者とのコミュニケーションが挙げられた。

以上のように、TSMCは、規制当局および会計基準設定主体の支援のもと、IFRSへのスムーズな移行を遂げた事例といえよう。そのことが資金調達力、競争力の向上に結びつくものと考えられる。

(3) 信大のIFRS適用事例⁽¹⁴⁾

信大においては、IFRS適用により純資産が約2.2%増加し、包括利益が約18.6%増加していた。財務比率においては、流動性指標および安全性指標の改善と、収益性指標のわずかな悪

化が見られた。2012 年以降の財務状況・業績における IFRS 転換の影響は見られなかった。

信大に対しては、IFRS 適用プロジェクトチームへのインタビューにより、IFRS 適用のコスト・ベネフィットが具体的に把握できた。コストについては、IFRS 転換期に生じた移行期コストに加え、2010 年度版 IFRS から 2013 年版への変更に伴う公正価値情報のより詳細な開示、OCI 項目の分類掲載（リサイクル可能・不可能）および注記項目の増加、2015 年以降はエンドースメントアプローチによる個別基準の改定や新基準の公表に伴い、会計担当者のトレーニングや会計システムのアップデートに係る IFRS 適用の維持コストは継続して発生することが挙げられた。

一方、ベネフィットについては、2014 年のインタビューによる「IFRS 適用のベネフィットは得られない」から IFRS 適用 2 年を経験した 2015 年では、将来的な外国人投資家の増加の可能性やイメージアップが挙げられた。規制当局や監査法人による IFRS 適用支援で IFRS に習熟してきたこと、台湾国内の子会社も 2015 年より IFRS の適用が容認され、国内で会計基準が統一されたことが IFRS 適用を前向きに捉える要因であった。

V IFRS のエンドースメント —IFRS 第 15 号の適用—

1. FSC による IFRS 適用支援

上述のように、台湾における会計基準設定は、2017 年から IFRS のアドプションからエンドースメントへシフトした。IFRS 第 15 号のエンドースメントにおいて、FSC は IFRS 適用支援として主に次のことに取り組んでいる（張 [2017] 79 頁）。

①2014 年から ARDF に IFRS 第 15 号を中国

語に翻訳することを指示した。

②2015 年には関連する組織および専門家から構成される「IFRS 新基準適用推進ワーキンググループ」を結成し、企業が IFRS を適用する際に生じる実務上の問題解決を支援するための現行基準との主要な差異およびガイドラインを作成させた。

③IFRS 第 15 号の企業への影響を把握するために、上場企業等（上市櫃、與櫃および公開発行企業）が 2014 年度の財務報告書を基礎として影響額を試算することを支援した。

③の支援企業 2,130 社に対するアンケート調査の結果、97.89%の企業に重大な影響はなく、2014 年の売上高への影響は 39 億元、売上高全体の 0.33%に過ぎず、留保利益への影響は 287 億元で、留保利益全体の 6.73%を占めていた。売上高への影響が比較的大きい産業は、図表 7 に示すように、電子通信業、バイオ産業、建設業および百貨店業であった。このような企業の回答から、張 FSC 副局長は、次のように述べ、IFRS 第 15 号適用が問題なく実施されると評価している。

「IFRS 第 15 号は実際には少数の企業のみに影響を及ぼし、市場全体にとってはまだ影響は小さいため、企業は過度のパニックに陥る必要はない。その上、FSC が IFRS 第 15 号の適用を公表して以来、企業からは IFRS 適用における障害や困難さについてのフィードバックはまだない。企業が IFRS 第 15 号導入の過程において、会計処理に疑問が生じた場合には、現行の会計士が解決方法をアドバイスするとともに、実務問題ワーキンググループが解決を支援し、Q&A 集を公表する。また TRG（国際企業と会計士事務所から構成される民間のワーキンググループ）によって議論された問題および結果は定期的に編集される。問題の所在を早期に突き止めれば、リスクを早期に除去する

ことができる」(張 [2017] 80 頁)。

図表 7 IFRS 第 15 号の売上に対する影響

単位：千新台幣ドル

産業	2014 年売上高 (A)	IFRS 第 15 号の影響額 (B)	(B) / (A)
電子通信業	455,031,555	4,754,537	1.04%
バイオ産業	7,620,325	(593,963)	-7.79%
建設業	73,924,963	392,983	0.53%
百貨店業	256,695,937	(2,034,848)	-0.79%

出所：程・鄭 [2016] 14 頁を一部抜粋して作成。

2. 業種別の影響

IFRS 第 15 号適用による影響が比較的大きい産業における IFRS 第 15 号適用前後の主な差異を ARDF は次のように要約し、注意を促している(黄 [2017] 70-77 頁)。

(1) 電子通信業

IFRS 第 15 号適用前は、携帯端末と通信サービスにかかる収益の認識に残余価値法、すなわち、端末に係る収益を決定し、残額を通信サービスに配分する方法が適用されていた。IFRS 第 15 号適用後は、公正価値測定により端末と通信サービスを個別の契約義務として識別し、取引価格を端末と通信サービスに配分しなければならない。さらに、IFRS 第 15 号には変動対価および更新選択権(契約を更新すれば端末または通話料の割引を受けられる)に関する規定が導入されたため、ユーザー数の変動、多様な料金体系および販売の組み合わせにより、収益額の算定が非常に複雑となる。電子通信業者は新しいビジネスモデルを常に追求し、新しい製品やサービスを消費者に提供するため、IFRS の新規定に精通していなければならない。新製品・サービスを企画する前に財務報告への影響を見積ることにより、新製品やサービスがもたらす財務上の業績を公正に表示する

ことができる。

(2) バイオ(製薬)産業

バイオ産業の契約処理は、一般的に伝統的な産業と比較して複雑である。例えば、契約上、特許授権とその他のサービスが含まれている場合、または契約する双方が提携関係にあると同時に供給メーカーと顧客の関係にあるという場合である。したがって、IFRS 第 15 号適用後は、改めて契約条件を確認し、その影響を判断しなければならない。IFRS 第 15 号は明文規定がなかった項目に対し、明確なガイダンスを提供している。例えば、契約上の単独履行義務や決定した授権タイプの識別である。また、販売を基礎にしているか、または基礎計算を使用して権利金の収益認識をしている場合、収益認識時点が変更される可能性があり、企業はさらに多くの判断を迫られる。

バイオ製薬業間では「委託研究開発」または「共同開発」の契約が存在する。IFRS 第 15 号適用後は、まず契約が基準の適用範囲かどうかを識別しなければならない。あるバイオ業者が薬品の特許授権を製薬会社に承諾し、製薬会社が薬品の製造および販売を担当する場合には、IFRS 第 15 号適用後は、授権の承諾を単一の履行義務と判断するのか、またはその他の商

品またはサービスと一緒にした単一履行義務として判断するのか、その授権はある一時点なのか、または時間の経過とともに段階的に顧客に移転するのかの判断により、バイオ業者は授権の承諾を、契約上のその他の商品またはサービスと区分できるかどうか評価しなければならない。

(3) 建設業

IFRS 第 15 号適用前は、建設工事業契約において、買い手側が不動産設計の主要構造要素を指定できるか、あるいは買い手側が不動産の主要設計を変更できる権利があり、かつ工事契約の結果、信頼性の高い推計ができると認められる場合、IAS 第 11 号「工事契約」により、工事進行基準に従って収益を認識した。不動産設計に影響する買い手側の能力が限られたものである場合は、IAS 第 18 号「収益」により、商品販売の収益認識規定に従い収益を認識する。IFRS 第 15 号適用後は、上述の条件に従って工事契約または商品販売契約に応じる必要はない。また IFRS 第 15 号における収益認識モデルは各種の履行義務に一貫して適用され、契約上の商品またはサービスが顧客に移転した時点で収益を認識する。

建設工事契約において、契約条件が契約総額の変動を引き起こす状況がある。例えば、契約条件に業績達成に応じて獲得できるボーナスが含まれている場合、または施工進度の遅延が原因で顧客から求償がある場合には、施工契約価格の変動が起り得る。このような場合、変動対価の認識に関する規定を考慮しなければならない。

また建設工事上、契約修正もよく見られることであり、工事施行中に顧客から修正要求を提出された場合、協議後、契約者双方の同意を経て修正が行われる。当初の契約範囲内で発生し

た変動とみなされるが、当該変動で生じた追加価格が確定しない状況においては、変動対価の規定も参照し契約価格を決定しなければならない。その際、当該契約修正を別個の単独契約と見なすのか、または既存の契約を終了し新契約と見なすのか、または既存の契約の一部分と見なすのかを状況により判断しなければいけない。

(4) 百貨店業

百貨店業界においては、自社が「本人」であるか、「代理人」であるかを判断する場合、IFRS 第 15 号適用前は、企業が売上げた商品または提供したサービスに関連して重大なリスクにさらされているか、報酬を得ているかによって、本人である場合には、総額法により収益を認識し、それ以外の場合には代理人として純額法により収益を認識しなければならなかった。

一方、IFRS 第 15 号適用後は、「重大なリスクおよび報酬」が「支配」に置き換えられる。すなわち、商品が顧客に移転する前に、一時的に所有権を有するものの必ずしも当該商品を支配しているわけではない場合、他の指標を考慮する必要がある。例えば、特定の商品またはサービスに関して価格決定権を有するか否か、商品またはサービスの移転前後の在庫リスクを有するか否か等を判断基準として、自社が本人か代理人かを考慮する。

VII むすび

台湾においては、IFRS とのコンバージェンスを経て、2012 年より公開企業等に IFRS が強制適用され、さらに非公開企業に対しては、2016 年より中小企業版 IFRS をベースとした EAS が適用された。規制当局・会計基準設定機関等の見解や企業の適用事例を検討した結

果、台湾における IFRS 導入戦略は次のように整理できる。

- ①IFRS アドプシヨンの背景には、世界的な潮流、財務報告の比較可能性の強化、台湾資本市場の活性化に加え、リーディング産業にもたらされるベネフィットおよび会計基準設定の効率化がある。
- ②IFRS のアドプシヨンは、コンバージェンスのプロセスを経たことにより、ローカル GAAP からの直接の転換に比して、その影響を抑えることが可能となった。
- ③アドプシヨンのプロセスにおいて、リーディング産業である一部のグローバル企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、模範事例として広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進した。
- ④非公開企業向け企業会計基準の公表は、公開企業および株式公開が想定される非公開企業のニーズの考慮、会計教育や国家試験の一貫性等の国内問題に加え、すべての企業に一貫して IFRS ベースの会計基準を適用することにより、台湾の会計制度が整備されていることを対外的にアピールすることができる。

以上のように、台湾においては IFRS を戦略的に導入する一方で、会計実務のローカリゼーションも想定される。台湾の税法上、費用・収益は統一發票に基づき計上しなければならず、統一發票の発行時点は、「統一發票使用法（統一發表使用辦法）」において業種ごとに規定されている。会計上の収益・費用は会計基準に基づいて認識され、会計基準においては統一發票については触れられていないものの、実務上は統一發票の発行時点で収益・費用が認識されている場合が観察される。今後は、2018 年 1 月 1 日より適用される IFRS 第 15 号が会計実務や税法にどのような影響を与えるかに注目し

たい。

注

- (1) IFRS 導入国の特徴については、加賀谷 [2011]、7 頁を参照されたい。
- (2) 日本において、台湾の会計制度を体系的に取り上げた先行研究として、中田 [1992] が挙げられる。同研究は、1990 年以前の台湾の会計制度（会社法令、会計基準等）について紹介したものである。
- (3) 東洋経済新報社 [2018] 10 頁。
- (4) 日本における IFRS とのコンバージェンスについては、浦崎 [2008]、5 頁を、台湾における IFRS とのコンバージェンスについては、飯沼 [1996]、45 頁を参照されたい。日本においては、1990 年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、投資者に対してより有用な情報を提供するという観点から、連結会計、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計、リース会計など基準の整備が行われてきた（浦崎 [2008]、5 頁）。一方、台湾においても、1990 年代後半、IOSCO による IFRS の承認や IFRS に対する EU や米国の対応を鑑み、IFRS を重視するようになり、1996 年には IFRS との調和化促進が表明された（飯沼 [1996]、45 頁）。
- (5) 2015 年よりタイペイエクステンジ（TPEX）に名称変更された。
- (6) 台湾においては、公開企業に対する IFRS の強制適用を契機として、大多数の中小企業を含む非公開企業に対して適用する固有の会計基準について、規制当局である經濟部商業局を中心に検討が進められてきた。2015 年 7 月 24 日に中小企業向けの会計基準として、「企業會計準則（以下、企業會計基準とする）」が公表され、2016 年 1 月 1 日に開始する会計年度から非公開企業に対して全面適用されることとなった。
- (7) 台湾の経済発展については、朝元 [2011] を参照されたい。
- (8) この点については、仲尾次 [2015] を参照されたい。
- (9) TSMC は、台湾証券取引所およびグレート証券市場が台湾大学に委託し、ハイテク・金融・保険 4 社（穎台科技、上緯企業、兆豐國際商業銀行および元大証券）とともに、IFRS 適用プロセス等が 2011 年に分析され、IFRS 先行適用事例として公表されている（臺灣證券交易所股份有限公司・財團法人中華民國證券櫃檯買賣中心 [2011]）。また、FSC のウェブサイトにおいても、TSMC と漢民微測科技の IFRS 適用事例

が成功事例として公表されている（金融監督管理委員会「我國成功導入 IFRSs 座談會」）。

- (10) 信大は、台湾証券取引所に上場はしているものの同族企業であり、株式流動性は極めて低いことからローカル企業の代表的事例として選択した。
- (11) 図表 6 からは、純資産への影響額または影響の原因について明示していない企業は除かれている。
- (12) 詳細については、仲尾次 [2016b] を参照されたい。
- (13) 同業種のハイテク企業 14 社の上場市場、IFRS 適用の純資産および財務比率への影響の分析を試みた。当該 14 社は日本貿易振興機構（ジェトロ）が海外展開を図る日本企業にとって参考になるという観点から、台湾の有力企業に挙げた 15 社のうち TSMC を除いた企業である。14 社のうち 9 社がニューヨーク証券取引所やルクセンブルグ取引所でも上場しており TSMC 同様に、IFRS 適用のベネフィットが得られると考えられる。
- IFRS 適用による純資産・財務比率の影響については、企業ごとに会計基準の相違によって生じる差異の原因を分析する必要があるものの、単純平均でみると、純資産の変動が平均 0.9%、流動比率が平均 2.2%、総資産負債比率が平均 0.5%、ROA が平均 0.5%、ROE が平均 1.0% である。台湾公開企業等は、20%を超える財務比率の変動について、その要因を財務分析表の脚注において明記しなければならない。このような基準に照らすと、IFRS 適用による純資産・財務比率への影響は軽微であるといえよう。
- (14) 詳細については、仲尾次 [2017] を参照されたい。

参考文献

- 朝元照雄 [2011] 『台湾の経済発展キャッチアップ型ハイテク産業の形成過程』勁草書房。
- 程國榮・鄭暄蓉 [2016] 「我國 106 年逐號認可國際財務報導準則 (IFRSs) 政策介紹」『證券暨期貨月刊』第 34 卷第 4 期、5-14 頁。
- 杜榮瑞 [2006] 「台灣與國際會計準則接軌之經驗」『會計研究月刊』第 253 号、102-111 頁。
- 黄曉雯 [2015] 「商業會計法規新制上路」『會計研究月刊』第 358 号、60-62 頁。
- 黄曉雯 [2017] 「IFRS 第 15 号—對特定產業之影響」『會計研究月刊』第 384 号、70-77 頁。
- 飯沼孝壯 [1996] 「台湾における国際会計基準 (IAS) の導入状況」『JICPA ジャーナル』第 496 号、45-47 頁。
- 一ノ宮士郎 [2010] 「財務比率に対する IFRS 以移

- 行の影響—ロンドン証券取引所上場企業のケース—」『會計』第 177 卷第 6 号、28-43 頁。
- 金融監督管理委員会 (FSC) [2009] 「我國推動架構」<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/aboutIFRS.php> (2016 年 3 月 7 日現在)
- 金融監督管理委員会 (FSC) [2013] 「我國成功導入 IFRSs 座談會」
<https://www.sfb.gov.tw/sfb/ch/home.jsp?id=637&parentpath=0,2> (2018 年 12 月 12 日現在)
- 金融監督管理委員会 (FSC) [2014] 「全面升級推動架構」
<http://www.twse.com.tw/IFRS/update> (2018 年 12 月 12 日現在)
- 加賀谷哲之 [2011] 「IFRS 導入が日本企業に与える経済的影響」『国際会計研究学会臨時増刊号 2010 年度』、5-22 頁。
- KPMG 台湾 [2017] 「中華民國台湾投資環境案内 2018 年版」
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/jp-taiwan.pdf> (2018 年 7 月 10 日現在)
- 台湾証券取引所 (TSE) [2017] 「台湾資本市場の概況」
http://www.tse.com.tw/downloads/jp/investor/foreignInvest/TCML_JP.pdf (2018 年 12 月 2 日現在)
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 東洋経済社 [2018] 『Data Bank SERIES6 2016 国別編 海外進出企業総覧』。
- 仲尾次洋子 [2014] 「会計基準の適用における影響分析の論点—EFRAG および Haller at al.を中心に—」『名桜大学紀要』第 19 卷、59-64 頁。
- 仲尾次洋子 [2015] 「IFRS 適用の影響に関する海外調査報告・台湾—会計基準設定主体・会計監査人の見方」『企業会計』第 67 卷第 6 号 106-110 頁。
- 仲尾次洋子 [2016a] 「台湾における IFRS の適用—台湾ハイテク企業の事例を中心に—」『商経学叢』第 62 卷第 3 号、125-148 頁。
- 仲尾次洋子 [2016b] 「台湾における会計概念フレームワークの生成」『近畿大学商学論究』第 15 卷第 1 号、1-11 頁。
- 仲尾次洋子 [2017] 「台湾における IFRS の導入戦略—企業の IFRS 適用事例を手がかりに—」小津稚加子編著『IFRS 適用のエフェクト研究』中央経済社、159-174 頁。
- 中田信正 [1992] 「台湾の会計制度」深津比佐夫編著『アジア NIES の会計』清文社、69-93 頁。
- 劉幹博・椎名一郎 [1987] 「中華民國における一般公認会計原則の構造」『中央学院大学商学論叢』第 1 卷第 2 号、103-118 頁。
- 浦崎直浩 [2008] 「会計基準のコンバージェンスとその論点」『国際会計研究学会年報 2007 年度』、

5-13 頁。
許晁熙 [2013] 「我國成功導入 IFRSs 座談會 台積公司導入經驗分享」行政院金融監督管理委員會 <http://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=637&parentpath=0,2> (2015 年 5 月 20 現在)
張書璋 [2017] 「自律與記律 正面迎接新收入準則時代」『會計研究月刊』第 384 号, 78-80 頁。
莊蕎安 [2013] 「採用 IFRS 的財報告數字面貌」『會計研究月刊』第 326 号, 59-65 頁。
莊蕎安 [2016] 「IFRS 全面實施企業財報接軌國際」『會計研究月刊』第 362 号, 52-55 頁。
卓敏枝・盧聯生・劉夢倫 [2017] 『稅務會計』三民書局。

(附記) 本稿は、国際会計研究学会第 9 回西日本部会 (九州産業大学) の統一論題のテーマ「会計基準の国際的共通化の進展とローカリゼーション」における筆者報告

「台湾における IFRS のアドプションとローカリゼーション」に加筆修正を行ったものである。報告に際しては、座長の徳賀芳弘先生、準備委員長の春日克則先生、フロアの石坂信一郎先生、小形健介先生、工藤栄一郎先生をはじめ参加された先生方から有益なコメント・質問をいただいた。ここに記して感謝申し上げます。

(謝辞) 本稿は、JSPS 科研費 18K12894, 名桜大学総合研究所学際的共同プロジェクト研究 (2017 年度・2018 年度) の助成を受けた研究成果の一部である。